

長野市農業委員会 第 36 回総会議事録

- 1 日 時 令和 5 年 1 月 31 日 (火)
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 3 時 30 分
- 2 場 所 講堂 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員
1 番 善財 良治 2 番 池田 昌子 3 番 青木 保
4 番 曾根 信一 5 番 田中 章一 6 番 岡村 豊
7 番 鈴木 洋一 8 番 青木 明夫 9 番 小林 清男
10 番 村田千代春 11 番 佐藤 太吉 12 番 小滝 愛子
13 番 北村 守 14 番 中島 清 15 番 林部 安壽
16 番 羽田 悟 17 番 中澤 澄夫 18 番 関 正和
19 番 吉原 俊夫 20 番 松田 光平 22 番 塚田 厚
23 番 和田 修 24 番 北原 幸平 25 番 北村 正彰
- 4 欠席委員
21 番 酒井 昌之
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 本藤 孝行 主 幹 熊井 孝夫 事務局長補佐 松橋 泰
事務局長補佐 笠井 英明 係 長 大前 健 係 長 曾根 明美
主 査 駒村貴久美 主 事 小林來以奈
農業政策課
係 長 市川 和正
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第 324 号 農地法第 3 条の規定による許可取り消しについて
議案第 325 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 326 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 327 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第 328 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について
議案第 329 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画 (案) の意見聴取について
議案第 330 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により定めた「農用地利用集積計画」の一部取消の決定について
議案第 331 号 非農地決定について
報告第 138 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 139 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 140 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 (2 a 未満) の届出について
報告第 141 号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画 (案) の報告について

(2) その他農業委員会業務に係る事項について

- 議案第 330 号 長野市空き家取得者が取得する特定農地に係る別段の面積に関する要綱の廃止について
- 議案第 333 号 農地の賃借料情報について
- 議案第 334 号 第 19 期委員会体制への引継ぎ事項について

曾根会長代理 20 日の日に知事とファーマーズ会議という農業者の会議がありまして、たまたま出席の機会がありました。知事からは、長野県が抱えている 3 つの課題があるという話がありまして、一点目は気候変動。これにつきましては農家が 1 番受けやすい、厳しい課題だということと、温暖化に向けて栽培的にも適応作物をしっかりとお願いしたいということが一点ありました。二点目につきましては人口の減少。とにかく若い人が少なく、かなり厳しいということを言われていました。各部門で人手不足、それから跡継等がとにかく足りない。それと長野県につきましては移住者をどうやって確保するかが課題だということでお話されてきました。三点目につきましては経済の激変ということで、ウクライナとロシアの戦争の関係で物価がどんどん高くなる。どうしようもない状況だそうです。県として支援もあるのですが、税金で賄える範囲には限界があるという話をされてきました。もう一点大事な質問が出まして農産物の価格転嫁ができないということが県内から出まして、それに対して阿部知事からは大変難しい問題だという話をされてきました。消費者は安いものを買う。スーパーは安いものを供給する努力をする。そこで地産地消と言っても非常に厳しいという話をされてきました。県としてどうしていくかという話の中で、長野県と農業者、それから消費者、販売店、物流の皆さんの代表者を募りましてプロジェクトチームを作るそうです。そこでお互いの思いを語って行って、農産物の価格転嫁に向けての協議をはじめるとい話をされてきましたので、期待をしたいと思います。

さて、第 36 回の総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。通常でありましたら委員の皆さんに唱和していただくところですが、新型コロナウイルス感染拡大のため、私が農業委員会憲章を読み上げますので、委員の皆さんは着座のまま黙読をお願いします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ありがとうございます。では、ただ今から第 36 回総会を開

会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席員数は在任委員 25 名中 23 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は議席番号 21 番酒井昌之委員です。また、鈴木委員からは若干、遅れるとの連絡が入っております。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いいたします。

青 木 会 長

あらためまして、皆様ご苦勞さまでございます。ようやく大寒に入りまして、降るべき雪も降っていただきまして、春への準備という面では少しほっとしたかなというふうに思っております。新しい芽、私、もうフキノトウを食べました。おかげさまで、一足早くね。でもぼちぼち出てますけども、もうしばらく厳しい寒気も続きますんで、それぞれお体をご自愛していただきたいというふうに思います。

早いものでもう令和 5 年。年が明けて、きょうで 1 カ月、終わるということで 12 分の 1 がもう終わるということで、非常に速い状況でございます。一方、私ども第 18 期の農業委員会でございますけども、残すところ、あと正味 1 カ月ということになります。残された期間、最後のラストスパートということで、それぞれ皆さまがたに最後のまとめと、それから引き継ぎという形でいろいろとお願いしなきゃいけないなというふうに思っております。きょうはあと 1 カ月、残っておりますけども、私なりに第 18 期の農業委員会の活動についてまとめてみました。農地のつぶやき第 35 号に簡単にまとめてみましたので、ご紹介かたがた、それぞれご理解いただければというふうに思っております。

やはり、今も曾根代理のほうからお話がありましたように、私どもの農業にとっては気象変動という非常に大きい要素があるわけですけども。その中で私どもの活動の期間に大きな二つ、農業災害ということが発生しました。一つは、令和元年の台風 19 号でございます。これはまだまだその傷痕も残っておりますし、まだまだ復興、復旧については、おおむね、めどはつききましたけども、復興という面ではまだまだ大きな課題を残しているというところが一つあります。

それから、令和 3 年の春ですね。特に長野市は果樹が非常に多いということもありまして。春の凍霜害が、これは全県的にあったんですけども、特に善光寺平はひどかったということで、この影響がもろに出たということがあります。部分的には風評被害が出たということで、その大変さもひしひしと感じました。このときに初めて農業収入保険ですね。これをいわゆ

る加入促進というようなことも、一方では加入促進の話題になったということでもあります。

一方、私どもの活動でございますけども。私ども今期 18 期のメインテーマは、人・農地プランの実質化の定着ということ。当初、初めから、それととにかく現場に密着した取り組みをしていこうという形でお互いに確認をさせていただきまして。地域の人を知ろう、地域を知ろう、それから、地域に入り込んで、どんどん活動していこうというふうにお願いを私のほうからしましたけれども。残念ながらスタート間際に新型コロナウイルス感染のまん延ということで、今までかつてないあらゆる行動を制限せざるを得ないというような状況に遭遇いたしました。

私ども正直、総会の持ち方だとか、地域調査会の持ち方、一番大事な地域との、農業者とのコミュニケーションをどうするかという形では、非常に大きく悩みましたし、また、模索もしました。できる範囲の中で最大限、私ども、動いたつもりですけども、残念ながら私どもが本当に地域の中にとことん入り込んで、地域の農業の将来を含めた形での討議ができたかということになりますと、私自身は大きな課題が残ったかなというふうに思っています。これは言い訳にはなりませんけども、農業委員会だけじゃなくて、これは日本、それから世界のレベルで見て、経済の大きな停滞と大きなロスが出たなというふうに感じております。

私どもの活動の目標というのは、数値で表すとやはり、遊休農地、荒廃農地をとにかく減らしていきましようというのが目標の一つの指標でございます。次のページにも簡単に書いてあるんですけども。私どもの前の 17 期の皆さんがたが最後のときに残した数値が、長野市全体で荒廃農地の面積が 3,190 ヘクタールありました。私どもはこの絶対値を何とか少しでも減らそうということで 3 年間、頑張っただけですけども。今年の、厳密に言えば去年 7 月の調査会の最終面積は 3,405 ヘクタールということで、絶対数とすれば伸びております。いわゆる面積そのものが荒廃地の量が増えているというのが実態でございます。いろんな要因があるにしても、この面積をさらにいろんな形を含めて、やり方を含めて減らしていくというのが、私どもの農業委員会の使命でございますので、引き続き来期の委員の皆さまがたに期待を、お願いをしたいかなというふうに思っています。

それからさらに農業振興という面でのいわゆる関係部門との連携はどうだかっていうことをちょっと考えてみたんです

けども。正直、私自身も今回、議会とのいわゆる連携をできるだけ取ろうということで特別委員会だとか、それから当然、農林部を中心とした市長部局の皆さんがたともできるだけコンタクトを取らせていただきました。また、さらには一番大事なJAさんとのコンタクトを取って、できるだけ活動を一緒にやっていきましょうよという話で当初は進んだんですけども、なかなかそれぞれコロナという一つの材料もあったんですけども。農業という課題がまだまだ市民の中では優先順位からしたら、それほど高くないような感じもしまして。これからさらにこういった農業に対する食糧の大切さということ、われわれとしては活動の中でもっとアピールしていかなきゃいけないんじゃないかなということも痛切に感じました。

いずれにいたしましても、この3年間、活動はそれぞれ皆さまがた、持っておられるパワー、農業委員、最適化推進委員、それから協力員さん、出していただきましたけども、結果的にはこういう状況で新しい19期へいろいろとまた引き継ぐことも多いというふうに思っております。

最後、これは2020年の農林業センサスのデータでございますけども。長野市のいわゆる基幹的農業者の従事者数が、5,871人ということで、そのうちの75歳以上が全体の45パーセントを占めるという非常に衝撃的な数字が出てます。このままいきますと、働き手の中心が85歳になる。全く考えられないし、こんなことはあり得ないだろうということは、農業に従事する先はどうなるのかということについては、本当に大きな課題があるなというふうに思っております。この辺については、今年度の春から始まります地域計画で、各地区でこれから具体的にどういうふうに農地を守っていくかという活動が進んでいきますんで。その中で知恵を出し合いながら前進させていくということ、お互いに確認していきたいなというふうに思ってます。

最後に皆さんがたにお願いしたいのは、おかげさまで19期の新しい農業委員、それから、最適化推進委員は決定し、既にもう内示もさせていただきました。それぞれもう地域においてはコンタクトを取られておられるところがあると思いますけども。あと、残された1カ月間のうちに、できれば引き継ぎのできるものは引き継いでいっていただきたいというふうに思っております。いや、俺はまだ正式に委嘱されてないから困るわ、多分そこまでは言わないと思いますんで。特に人、それから組織、それと今まで自分で持っておられた課題ですね。特にこれは引き続いてやらなきゃ地域として大きな問題となるなというようなことについては、すいませんけど皆さんのほうか

ら、いちどきに1カ月の間にどうのこうのというつもりは毛頭
ございませんけども、時間をかけながら、引き継ぎをきちっと
お願いをしたいというふうに思っております。

また新しい19期の農業委員会では、農業委員会でそういった
対応を取られるというふうに思いますけれども。今回、きょう
私の立場としては、皆さんがたにそういったお願いをしたい
というふうに思っております。そんなことで、きょう、総会、
いくつか最終じゃないですけども、経基法も含めて盛りだくさん
ございますので、皆様がた、ご審議のほどをよろしくお願い
したいと思います。

最後にA3の紙で皆さまがたに参考までに、ご覧になった方
もおると思いますが。日本農業新聞の1月6日付ですよね。
毎年、日本農業新聞で、これ、出してるんですけども。2023
年の果実のトレンドということで、マーケット関係の声を吸い
上げて、23年度はどの品目、どの品種に注目しているか、期待
をしているかというデータでございます。相変わらずトップは
シャインマスカットということで、非常にありがたいんですけ
ども。リンゴ、それから私どもの関係ではモモだとか、ブドウ
も当然、ランクされておりますけども数多くございますので。
まだまだ私どもの産業としては非常に明るいんじゃないかな
というふうに思いますけども。少なくともお客さんの好みが少
しずつ変わってきているということも、このデータから見える
んじゃないかと思っておりますので、ご参考にいただければあり
がたいのかなというふうに思っております。いろいろ述べまし
たけども、きょうまた、皆さまがたの活発なご論議をお願い
いたしまして、ご挨拶にしたいと思います。ありがとうございました。

曾根会長代理 青木会長、ありがとうございました。続きまして本藤事務局
長より、ご挨拶をお願いします。

本藤事務局長 はい。事務局の本藤です。よろしくお願いいたします。18期
の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さまの任期も残り1
カ月余となりました。18期体制の総会も本日を含めてあと2回
ということになっていきますのでよろしくお願いいたします。市
全体の、来年度の予算の関係でございますけれど。市長査定が
終わりました、来月2月14日に記者会見で公表する予定とな
っておりますので、その後、皆さまに情報提供をさせていただ
きたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。私か
らは以上です。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして議長就任ですが、長野
市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長と

なっておりますので青木会長に就任していただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議長 それでは規定によりまして、議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力よろしく願いをいたします。着座にて進行させていただきます。ご了承いただきたいと思ひます。

それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。議席番号25番 北村正彰、議席番号1番 善財良治委員、以上2名の委員をお願いいたします。どうぞよろしく願いをいたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議案案件に関しましては、議案第328号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、お手元に配布をいたしました別紙1のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件がございます。別紙1をご覧ください。この他に当事者または関係者となっている方がございましたら、挙手をお願いしたいんですけども、よろしいでしょうか。他はおりませんか。

【該当者なし】

議長 はい。それでは別紙1以外の関係者はいないという確認をさせていただきました。それでは次に、議案の訂正等の報告を事務局よりお願いいたします。

熊井主幹 事務局、熊井です。はじめに資料の確認をお願いいたします。本日お手元にお配りをいたしました資料及び、皆さまに事前にお届けをしております、ご持参をいただいております資料につきましては、別紙総会資料一覧のとおりでございます。ご確認をお願いしたいと思います。また農業経営基盤強化促進法関連議案別冊の1に訂正がございました。調査会におきまして訂正書をお配りするとともに、差し替えのお願いをしているものでございます。なお、私事でございますけど、ちょっと喉を痛めておりまして、お聞き苦しい点があろうと思ひます。まずはおわびを申し上げる次第でございます。議案の訂正につきましては以上です。

議長 本日は農地法に関わる法人参入の案件が1件ございますので、最初に聞き取り調査を行います。事務局より議案及び審議の流れについての説明をお願いいたします。

熊井主幹 それでは農家創設法人参入案件につきましてご説明をいたします。以後、着座にて失礼をいたします。本件につきましては、法人の農家創設となりますので、次第にはございませんけ

れども、法人の関係者から聞き取りを事前に行うものでございます。別冊1、第328号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について44ページ、77番の●●株式会社でございます。

当法人につきましては農地所有適格法人以外の法人、いわゆる一般法人として農業参入するものでございます。既に地区調査会に出席いただきまして、営農計画の説明をいただいております。法人の農業参入案件でございますので、本日、総会においても営農計画の説明をお聞きするというごこと、お越しをいただいているところでございます。ここで審議の流れにつきましてご説明をいたします。まず関係地区調査会長から調査の結果報告をお願いいたします。その後、外で待機されている法人の担当者が入室し、営農計画の説明をいただきます。質疑応答後に法人関係者に退席をしていただいてから、通常の審議を行いたいと思います。審議の流れにつきましては以上でございます。

議 長 　ただ今、事務局から議案と審議の流れについて説明をいただきました。それでは南部地区調査会長から、●●株式会社の営農計画についての調査結果等の説明をお願いいたします。資料は経基法等議案別冊1の議案第328号44ページ77番、議案第329号66ページ2番及び別冊2の営農計画等の関係資料になっております。それでは南部調査会長から検討結果等のご報告をお願いいたします。

村田地区調査会長 　南部調査会、村田です。よろしくお願ひいたします。●●株式会社さんですが、代表は●●さんとおっしゃいます。昨年、管内視察研修というふうなことで南部地区が担当でしたけれども、全員の皆さんではなかったかと思いますが、大方の皆さんには信更町の高野の、ワイナリーの畑を見学していただいたかと思いますが。そのとき、お話しいただいたあの方が●●さん。この●●の代表者というふうなことでございます。

そのときも、●●さんはおっしゃってましたけど、ワイナリーの建設を計画しているというふうなお話がありましたけども。今回、長野市がワイン特区の申請をして認められたというふうなことの中で、この令和5年の秋の開業を目指して、この前、行った畑は信更なんですけど、実際このワイナリーを造る所は信里地区のほぼ中心地というふうな所であります。川中島カントリークラブなんかの近くになります。そちらへここにありますとおり8,000㎡ぐらいの土地を借りて、そこへワイナリーを造り、そのワイナリーの周りにワイナリーを生産する畑をやると。ワイナリーの周りにワインを栽培しているというふう

なことは、この前も丸子のほうに行ったときも見たんですが、やっぱりいろんな面から言ってワイナリーの近くにはワイン畑があったほうが、いろんな面でいいんだろうなというふうにも感じているところでもあります。

今回、●●さんに来ていただいてお話をいただきました。もちろん、みんなで見学した、高野のほうのワインブドウ畑は今までどおり継続なんですけど、あれとほぼ同程度をこのワイナリーの周りの畑でも作ろうということです。人員的には向こうは1人でやってらっしゃる。ちょっと手伝いはいますが、主で、今、1人でやっていらしたんですが、もう一人の方も一緒にやるというふうなことです。2カ所の畑を主にして、この後もその話あるかと思いますが、いいブドウを作って、いいワインを造りたいというふうなお気持ちはどうもかなり強く持ってらっしゃいます。ただ安いブドウ、ワインじゃなくて、しっかりしたものをつくって、それなりの所に卸をしていきたいというふうなことであります。いろいろお話、伺いましたけども、しっかりした計画を持ってらっしゃいますし、調査会で検討した結果、長野市でも一番目のワイナリーというふうなことでもあるようですので、ぜひ頑張ってくださいなということで激励をしたいなと思ってございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは法人の●●株式会社様から聞き取りをしたいと思いますので、ご入室をお願いいたします。

【法人担当者入室】

議 長 それでは●●さんお座りください。
法人担当者 はい。

議 長 長野市農業委員会の会長の青木でございます。●●さん、きょうはようこそお越しくださいました。ありがとうございます。また、昨年春は●●さんの圃場を見学させていただきながら、私どもとしてもいい勉強になりました。本当にありがとうございました。きょうはいろいろな角度から●●さんの事業の内容等について、私どもとして理解を深めていきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

法人担当者 よろしく願いいたします。

議 長 それでは早速ですけども、まず●●様、自己紹介をしていただいた後に、●●株式会社さんの営農計画等につきまして、事前にいただいた資料に基づいてのご説明をお願いいたします。どうぞ。

法人担当者 ●●株式会社代表の●●と申します。よろしく願いいたします。お手元に営農計画書が資料で、渡っていると思いますので。

1 ページ目には私の名前が書いてあります。2 ページ目には詳しい概要が書いてありますので、ご説明させていただきます。

農業を行う理由といたしまして、当社、遊休耕作地の効果的な利用のためワイン用ブドウを栽培し、農産加工品であるワインを製造・販売する。生産から販売まで一貫した六次産業化を目指し、近隣地域の各種施設の方々と関わって、農・商工・福祉の総合エリアとしての中核を担いたいと、ということでございます。生産する作物ですが、ワイン用ブドウのこちら、今回お借りする畑でピノ・ノワールという世界でも高級品種という品種に挑戦して、高品質なブドウを作っていきたいと思えます。

営農方針でございますが、手間をかけて高品質なブドウの栽培を目指し、地域ブランドを世界に発信できるような農産物を生産したいと思えます。労働力は現在、取締役2名ですけれども、令和7年から1人、正社員を採用したいと考えておまして。私の実家からも近いので、管理をしっかりとしていきたいと思えます。

販売方法でございますが、以前から取引のある東京、京都方面の酒屋さんや飲食店さんへの出荷と、直売所・インターネットによる直売、長野市内の観光施設・イベント等での販売。長野市の商工関係とも協力して、地域を盛り上げていきたいと思えます。

将来の目標ですが、令和5年秋にワイナリー開業。工事の関係で秋の仕込みに間に合うか、ちょっと微妙なところなんですけれども。長野市初のワイナリーブランドを確立しまして、国際コンクールで受賞するようなワインを目指したいと考えております。

次のページですけれども、経営内容としましてピノ・ノワールを作付けして、およそ3,000本以上はピノ・ノワールのワインを生産したいと思えます。こちら結構、高価に販売できる商品でございます、1本5,000円単価と結構、高価なワインになっております。これだけではやっぱり高いので、私が今、個人で造っているシャルドネとか、長野市内のワインブドウ生産者からブドウも買いまして、その他の品種も3,000円台とかで販売できるような価格のワインも生産していく予定です。

続きまして4ページのほうですけれども。既に当社役員、私と●●は、私は信更で、●●は七二会でワイン用ブドウを栽培して、もう収穫もできておまして、今は委託醸造ということで、近隣のワイナリーに委託醸造をしておりますけれども。基本的な農業技術は上がってきておまして、今まで培った技術を生か

しながら、今回の畑でよりいいものを作っていきたいと考えております。さらには、品質向上のために支援センターさんの指導などもいただきながら、土壌の改良とかの力を入れていきたいと考えております。

次のページに地図がございまして、5ページですね。こちらの畑を今回は中心に借りて、ピノ・ノワールを植えていきたいと思っておりますが、この周りにも耕作放棄地が結構あるようですので、来年以降も少しずつ拡大して、人手も、もしあればさらに拡大していければと考えております。

次のページ、6ページは事務所となっておりますけども。こちら私の実家でもありまして、こちらから畑まで車で15分くらいで行けますので、畑の管理をしっかりと手をかけていきたいと思っております。

次のページからは定款がございまして、こちらは一般的な農業法人さんの定款を参考にして作っております。目的は農業が中心で、農業農産物の加工販売、あと、お酒です、ワイン。当然、ワインはお酒ですのでお酒の製造販売、卸というところが中心になります。

あと、カラーのA4の資料が別紙でございまして。こちらにもさらに詳しい内容をまとめてありますのでご覧ください。事業内容ですけども長野市の中山間地を代表するような篠ノ井の地で、中山間地域の特性を生かした世界基準の長野ワインを製造し、世界中の食通たちへ長野ワインの名をとどろかせるため、市内初のワイナリーを建設する。ワイン用ブドウの栽培・醸造・貯蔵・瓶詰・販売まで一貫して、市内ワイナリーで完結させたGI（地理的認証）認定付きワイン造りを構築します。

本事業計画の実現に向けて、ワイン特区申請はこちらの長野市でやっていただきましたので、産地形成等は長野市。ワイン用ブドウ栽培とワイン醸造の技術支援は県農業試験場と県工業技術センター。金融面では●●さんをお願いして支援をいただいております。事業の実施状況はこちらのとおりですね。雇用創出効果としても令和7年に1名、採用したいと計画しております。以上でございます。

議

長

ありがとうございます。それではただ今のご説明を含めて、いくつかご質問をしたいと思います。まず私のほうからご質問をさせていただきます。いずれにしても長野市はこの1月12日にマスコミで報道があったように、いわゆるワイン特区、取得いたしましたね。そういう面では非常にタイムリーな、いわゆる事業の立ち上げじゃないかなというふうに思っております。1月12日の信濃毎日新聞でも結構、大々的に●●さん個

人にスポットを当てて、掲載されてました。私ども相当、理解はしています。さらに、昨年度、圃場を見させていただきましし、直接、●●様から説明を受けましたし、その決意のほども承っておりますので、おおむね理解をしております。今の経営内容でございますけども、取りあえず現在、栽培されているワイブドウについては、ピノ・ノワールの栽培はされてるんでしょうか。

法人担当者　　そうですね。前回、見ていただいた信更の畑もシャルドネが64アールで、ピノ・ノワールが14アール。6年ぐらいやっております。

議　　長　　そうですね。それで、当然、今まででしたら委託でしたよね。
法人担当者　　そうですね。今年も委託しております。

議　　長　　今年までは。そうですね。それについてのいわゆる出来の評価っていうのは、何か評価をされた結果についてお持ちであれば、ちょっと教えていただきたい。

法人担当者　　ピノ・ノワールはようやく去年、単体でワインにすることができました。おかげさまで病気もなく、色も付いて、きれいなブドウが収穫できましたので、ワイナリーの評価としてもいいワインができたなということで。なかなかピノ・ノワールって、周りでは病気が出たり、出やすく、苦戦しているところなんですけども。私の、かなり手をかけてあげたので、病気なくこれからもいけるだろうという手応えを感じております。

議　　長　　知ってのとおり、取りあえず栽培から製品づくりまでをされて、一定の方向付け、一定の目安ができてるといふふうに理解をしていいですね。

法人担当者　　そうですね。

議　　長　　そうですね。ありがとうございます。それと、あと、私どもとしてはご承知のとおり、特に中山間地区で遊休農地がどんどん増えています。いろいろと政策的にも、それから地元の皆さんも工夫はしているのですけども、なかなか人手が足りなくて追い付いていかないってことで。そういったいわゆる特に畑ですよね。畑のいわゆる有効的な受け皿として、ワインっていうのは私ども、非常に期待をしているんですけれども。

　　去年、私ども研修で上田に行きました。上田の多分ご存じかと思えますけど、大きなメーカーの相当、広範囲にわたってのワイブドウ畑が広がったんですけど。私ども、ああいったものを長野市でもできれば、非常に大きな、しかもなおかつ若い人たちの夢を現実化してくれればと思うんですけども。そういったことも、ここに書かれている世界を目指すというためのワンステップだというふうなことでよろしいんでしょうかね。

法人担当者　　そうですね。とにかくいいものをつくって、発信できれば若い人が希望を持って農業に取り組んでみたいという意欲が出てくればいいなというのを感じています。

議　　長　　特にいわゆるブドウでしかまだ栽培できない方であれば、例えば、一反歩 15 万とか 20 万とかいう単価にしかならないので。できれば●●さんの所で 1 本 5,000 円になるようなワインであれば、買い上げ単価をもうちょっと上げてもらえれば、もう少し広がるのかなというような希望を、私どもとしては持っていますけども。じゃあ、私のほう取りあえずそんな話で、委員の皆さんのほうから●●さんに直接ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

中　島　委　員　　はい。

議　　長　　はい。中島委員。

中　島　委　員　　●●さん、ちょっと教えていただきたいんです。13 ページの 41 条ね。この株式の株の、これ、ミスプリントかと思うんだけど。●●さん、これ、1 万っていうの、円、付くんかね、これ。

法人担当者　　そうです。すいません。

中　島　委　員　　ミスっていうことね。

法人担当者　　円です。

中　島　委　員　　了解いたしました。ありがとうございます。

議　　長　　よろしいですかね。それでは北村委員、どうぞ。

北村地区調査会長　　一点だけ。少し差し出がましいかもしれませんが。お答えできるんだったら、してもらえばいいと思うんですが。資金計画の中で、本体のワイナリーの資金については、もう必要ないっていうような状況っていうふうに考えてよろしいですか。

法人担当者　　そうですね。ワイナリー事業に関しては総務省の公益金ですとか、●●さんの借り入れで総額確定しているという状況で、はい。

北村地区調査会長　　つまり資金計画のワイナリー本体についても、銀行融資で借り入れを中心にしてやられているというふうなことですか。

法人担当者　　はい。

北村地区調査会長　　そうですか。どなたかが出してくれるっていうことじゃないってことですね。分かりました。

法人担当者　　出資金も一部。

北村地区調査会長　　一部ね。理解しました。ありがとうございます。

議　　長　　よろしいですか。他はいかがですか。どうぞ。

曾根会長代理　　曾根っていいですが。長野市で初めてのワインの醸造施設ということになりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。それから、私も法人つくってやってるんですが、一番、大

変なことは、労務費の支払いがすごく大変だと思います。それから役員につきますと、やはり毎月、同じ金額を定額で払うっていうこともありますし。●●さんにつきましても 70 歳まで厚生年金かけるっていうことも強制加入となっておりますので、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。

法人担当者
議 長
和田委員

ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。はい。和田委員。

西部の和田と申します。よろしくお願ひします。ワイン用ブドウを鬼無里でも始めた人がいるんですけども。その苗を植える際に、その土地を選ぶときの調査っていうか。鬼無里の場合は地下の水位が高くて、ブドウが大体、枯れてしまって1年越せなかったっていう、そういう事例があるんですけども。今回のこの農地を借りるにあたって、どういう調査をされて、ここを借りるかっていう。そういうことをちょっと教えていただければと思ってるんですけど。よろしくお願ひします。

議 長
法人担当者

お願ひします。

やっぱりワインブドウは水はけっていうのが大事になってきまして。まず傾斜があるっていうのがかなりいいところなんですけども。それでも今回は県の普及支援センターの方にも調査していただいて、穴を掘って水を入れて、どれくらい染み込むかっていう水はけの調査もしまして。クリアしたところに定植するという安全策を取っております。さらには化学分析もして、酸性だったら苦土石灰を入れたりとかする処理は必要になってくると思います。

議 長

和田委員、よろしいですか。分かりました。他の委員、いかがですか。それではご質問がないようでございます。いずれにいたしましても●●さん。長野市中っていうよりも長野県中で注目されるようなワイナリーをぜひ、しかもできるだけ早く実現をしていただきたいというふうに思っております。今、正直、長野市もどんどん若い人たちが、規模の大小はあるんですけども、ワインブドウの栽培に挑戦している方もおられますし、計画される方もおられますんで。そのぜひ、先導役という形でご成功をお祈りしたいと思います。最後は拍手でもってお送りしたいと思います。ありがとうございました。

【法人担当者退室】

議 長

それでは、ただ今の案件につきましては議案第 328 号及び議案第 329 号で、併せて審議を行いますのでよろしくお願ひをいたします。議事に入ります。農地法に関わる事項について審議を行います。議案第 324 号 農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについてを議題といたします。事務局より議案の説明

をお願いいたします。

熊井主幹 それでは、議案第 324 号 農地法第 3 条の規定による許可の取り消しにつきましてご説明を申し上げます。第 36 回総会農地法等議案本冊の 1 ページをご覧いただきたいと思います。番号 1 番の 1 件でございます。本案件につきましては、昨年 8 月の第 31 回総会におきまして所有権移転の決定をいただいたものでございますけれども、今回、理由欄に記載のとおり、譲渡人が死亡による許可の取り消し願いがあったものでございます。これにつきましては、申請日前に譲渡人が死亡していたことに代理人側は気付かずに、許可申請を行ってしまったというものでございます。なお、本件は次に説明の議案第 325 号の 3 条許可申請の番号 1 番と関連するものでございます。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 はい。ただ今、事務局から説明がありました。本議案は長野市農業委員会規則第 3 条第 8 項の規定により、地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。それでは西部地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

岡村地区調査会長 西部調査会の岡村です。よろしくをお願いいたします。今、説明のありましたとおりでございますけれども、渡し人が死亡したために許可の取り消しを行うと。こういうことでございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに西部地区調査会長からの報告について発言のある方は挙手をしてお願いいたします。いかがですか。

【質疑なし】

議長 特別ないですね。それでは意見がないようでありますので、採決に入ります。議案第 324 号について原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。よって議案第 324 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 325 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

熊井主幹 議案第 325 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。3 ページを、ご覧いただきたいと思います。番号 1 番から 6 ページの 10 番までの 10 件でございます。内容につきましては所有権移転案件が 9 件、賃貸借権案件が 1 件となります。1 番は議案第 324 号で、3 条許可の

取り消し、番号1番と関連する案件でございます。4ページの4番及び5ページの7番は農家創設でございます。

4ページの5番につきましては、空き家に付随する特定農地として令和4年12月27日の総会で指定したものでございます。申請案件の内容につきましては、農地法第3条第2号の各項に掲げる許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いましていずれも許可要件を満たしていると判断をいたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いをいたします。はじめに西部地区調査会長から、1番から4番、お願いいたします。

岡村地区調査会長 それでは1番から1、2、3、4番と説明をさせていただきたいと思っております。この4件につきまして審議しました結果、許可条件を満たしているということで許可相当と認めさせていただきました。以上でございます。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から5番についてお願いいたします。

北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。5番は先月の総会で空き家に付随する農地の指定を受けたものであります。申請内容等に問題なく、許可条件に適合していると判断いたしました。以上であります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から6番及び7番お願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。6番、受人の自宅の北側に隣接している畑なんです。取付道路がないというようなこともあったり、本人と申しますか、所有者がちょっと離れた所というふうなことでありまして。今までほとんど草刈りくらいやっただけで耕作されていなかったんですが、今回、受人の方もすぐ近く接している畑ですので、畑として復活されるというふうなことです。問題ないというふうな判断しました。

7番は農家創設なんです。受人の方、●●歳とお若い方なんですけど。学校が●●の農学部出身というふうなことで、実際、学校終わって、今現在もそうなんです。茨城県の商品メーカーに勤務されているんですが、今回、篠ノ井山布施で空き家をもう購入してあります。今、リフォーム中ということのようです。今、空き家のすぐ隣の畑も一緒に購入して、そこで農業を始めたいなど。ただ、今こういう時代でやはりリモートって言いますか、そういうふうな形で仕事のほうは続けていくと

いうふうなことです。

リフォームは7月ぐらいに完成予定なんで、完成し次第、越してくるといふふうなことであります。農学部、出ているといふふうなことで、農業といふふうなものに相当、興味を持ってらっしゃるようなふうに取りましたので、問題ないといふふうに判断しました。以上です。

議 長 続きます、東部地区調査会長から8番から10番、お願いいたします。

北村地区調査会長 はい。東部地区の北村です。8番につきましては、●●さんが高齢ということで作付けを縮小して、●●さん●●歳という、一生懸命、農業をやっている方に所有権移転ということであります。

9番は●●さんという方は会社員で、お父さんが柴にいて、農業をやったみたいですが、その方が亡くなられたということで会社員の●●さんはちょっとできないということから、小布施の●●さんへ所有権移転ということでしたものであります。

あと10番ですが、これも所有権移転であります、塩尻で看護婦さんをされてるんで農業できないということから、この●●さんのほうに農地を所有権移転したということになります。調査会で検討した結果、許可条件等に適合しておりまして、特に問題ないということで判断させていただきました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

【質疑なし】

議 長 特にないです。じゃあ、意見がないようでございますので採決に入ります。議案第325号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成が確認できました。よって議案第325号は原案のとおり決定いたしました。

続きます、議案第326号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第326号 農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明を申し上げます。7ページを、ご覧をいただきたいと思っております。番号1番から10ページの9番までの9件でございます。1番は資材置場及び駐車場を設置する転用案件でございます。2番は工場敷地を拡張する転用案件でございます。3

番は砂利採取用地及び表土置場としての一時転用案件で、許可の日から1年間としております。4番及び8番は農家分家住宅を建築する転用案件ですが、備考欄に開発許可の記載がございます。市街化調整区域におきまして宅地造成や建築のような開発行為を行う場合に必要となります。この開発許可と農地転用許可の一部が並行して進められ、農地転用許可制度の運用におきまして、他法令による許可等が下る見込みがない場合は農地転用許可もされません。従いまして開発許可と記載のあるものにつきましては、開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。

5番は砂利採取用地として一時転用案件で、許可の日から1年間としております。6番につきましては農家住宅を建築する転用案件で、備考欄に農振除外と記載のありますとおり令和5年1月11日付で振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものでございます。7番は住宅敷地を拡張して車庫、倉庫を設置するとともに、住宅を増築するための転用案件でございます。9番は駐車場を設置する転用案件で、備考欄に記載のとおり、6番同様に農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものでございます。またこの案件につきましては、備考欄に機構意見と記載がありますとおり、転用面積が30アールを超えるものでございますため、北信地区常設審議委員会及び県常設委員会で審議をいただいた結果を踏まえまして、長野県で許可・不許可の判断を行うものとなります。その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断をしたものでございます。

なお先月、総会で許可すべきもののご決定をいただき、県に進達しておりました農地法第4条の1件の案件につきましては、許可済みとなっております。また同様に農地法第5条の案件につきましては8件の案件についても8件許可となっておりますので、ご報告を申し上げます。以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議 長 はい。ただ今、事務局より説明がありました。それでは各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。はじめに北部地区調査会長から1番についてお願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。ナンバー1の1件につきましては周辺農地の営農条件等に支障が生じる恐れがないと認められるため、地区調査会では許可相当というふうに判断いたしました。以上です。

議 長 続きますして西部地区調査会長から2番についてお願いいたします。

岡村地区調査会長 2番でございますけども、2番については工場敷地を拡張する転用案件でございます。許可条件を満たしているため問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長 続きますして中部地区調査会長から3番及び4番、お願いいたします。

北村地区調査会長 中部地区の北村です。先ほどありましたように3番は砂利採取の一時転用。4番は農家分家住宅の建設になります。まず3番なのですけども、この砂利採取について、ここは数カ月、調査会でいろいろ議論してきたものなのでありますけども。私たちの理解からは現行の採取基準、少し不十分ではないかということもありまして、農地法が求める確実に農地として復元すること。これを担保するためにいろいろ考えて、業者に事細かくに確認し、事業計画書に書いてもらうということをやっております。

具体的には今回の案件については、埋め立て用の土については、産業廃棄物の混入がない、水はけの良い土を使います。それから、2番目に農地としての質が従前に準じたものに復元しますと。それから水路をまたぐのですけども、水路については堰の責任者に了解を得ている。それから表土ですね。これはいったん保管するんですが、その表土が周辺農地に流出しないように、対策をきちっととるといようなことを確認いたしました。周辺農地の営農条件に支障がないということで許可相当ということで判断をいたしました。

4番については先ほどご説明あったとおりに分家住宅なんです。周辺農地の営農条件に支障がないし、建築指導課の許可も済んだということでありまして、許可相当というふうに結論をいたしました。以上であります。

議 長 続きますして、南部地区調査会長から5番、6番お願いします。

村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。5番は今、北村会長がおっしゃったとおり、同じ業者さんでの砂利採取というふうなことなんです。ただ、この実際に砂利採取をする場所は今現在、耕作をされていないというふうなことを話もありましたし、私どものほうとしては特別な条件を付けるとかそういうことではなくて、付けてはありません。それから、6番の農家住宅。これももう既に農振除外もできておりますし、周りの農地に影響を及ぼすというふうな心配はないというふうに判断しまして、許可相当というふうに認めました。以上です。

議 長 それでは東部地区調査会長から、7番から9番、お願いいた

します。

北村地区調査会長

東部地区の北村です。7番につきましては住宅敷地を拡張して車庫、倉庫を設置して住宅を増築ということで、この二つの畑になるということですが、ここ、現況、宅地ってことになっておまして。一応、顛末書で100年前のおじいちゃんの代からもう宅地にしてあったみたいで、申し訳ありませんということでの今回、新たに、正式に許可申請をするということでもあります。

8番につきましては母と子ということで、分家住宅ということであります。この9番につきましては、これは工場の駐車場にするということ。これは時期が忘れちゃったんですが、昨年に提出したんですが。ちょっと説明不足とかそういうことがありまして保留のままにしていたんですが、地域の方に正式に説明をして、了解を得られたということで、今回、新たに許可申請を依頼するということでもあります。一応、地域も了解済みだということで、担当の調査員からは話がありましたもので、特に問題ないということでありました。そんなことで、7番、8番、9番につきましては許可条件に適合してまして、特に問題ないということで判断させていただきました。

議

長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議

長

それでは意見がないようでございますので採決に入ります。議案第326号について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長

ありがとうございました。全員の賛成を確認いたしました。よって議案第326号は許可相当と決定いたしました。

続きまして議案第327号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹

議案第327号 相続税の納税猶予に関する適格者証明につきましてご説明を申し上げます。11ページを、ご覧をいただきたいと思っております。相続をいたしました農地が高い評価額によりまして相続税を課税されますと、農業を継続したくても、その税金を払うために売却をせざるを得ないというような問題が生じるため、相続した農地で引き続き農業をしていく場合は一定の要件の下の、全部または一部の納税が猶予される制度でござ

います。今回、今月は2件でございますが、適格者であるか決定をいただくものでございます。

番号1番でございますけれども、相続人は長野市稲田●●の●●さん。特例適用農地等面積につきましては631㎡で、その他の内容は記載のとおりでございます。番号2番につきましては、相続人が長野市三輪●●の●●さんで、特例適用農地等面積につきましては、566.36㎡、その他の内容につきましては記載のとおりとなっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局より説明がございました。それでは北部地区調査会長から番号1番について、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。続いて、西部地区調査会長から番号2番についてお願いをいたします。それでは最初に北部地区調査会長、よろしく申し上げます。

関 地区調査会長 　北部地区調査会の関です。この案件につきましては農地を確認し、耕作意思があるというふうに報告が事務局からありまして、調査会では適格者であるというふうに判断をいたしました。以上です。

議 長 　それでは、続きまして西部地区調査会長、お願いします。

岡村地区調査会長 　2番でございますけれども、1番同様に継続してやっていると、こういう固い決意でございますし。その他については何ら問題はないということで判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長 　ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の説明についてご発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 　それでは質問ございませんので採決に入ります。議案第327号について賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　ありがとうございます。全員の方の賛成を確認いたしました。よって議案第327号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第328号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定についてを議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 市 川 係 長 　農業政策課の市川と申します。議案第328号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定についてご説明申し上げます。着座で失礼いたします。同法の基本構想を掲げた市町村におきましては農林水産省の

定めるところにより、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとされております。その農用地利用集積計画の要件ですが、1、長野市基本構想に適合すること。2、農用地の全てを効率的に耕作し農作業に常時従事すること。3、利用権を設定する土地について関係者の同意を得ていること。4、下限面積についてであり、以上の要件を満たすことを確認しております。

それでは別冊1になります。こちらのほうでご説明いたします。面積の部分なんですけど、こちら差し替えをお願いしております。1名、取り下げが出たため差し替えです。差し替え部分、別冊1というほうで説明いたします。2ページをご覧ください。所有権移転及び利用権設定の各件数及び面積は総件数175件、総面積151,213.63㎡でございます。ページのほう1ページに戻りまして。賃借使用貸借の面積を期間別に示したものです。合計数字は先ほど同様に、今回、利用権の設定を受ける方80名、利用権の設定をする方、123名でございます。以上につきましてご決定いただきますようよろしくご審議をお願いいたします。

議

長 それでは審議に入らせていただきます。まず、1の所有権移転関係については、順次、各地区調査会長からご報告をいただき質疑応答を行った上で、所有権移転関係だけ、単独で採決を行います。次に利用権設定関係ですが、2から5の賃借権及び使用貸借権については一括して報告をいただきます。6の農地中間管理事業及び7の農地中間管理事業の使用貸借権につきましては、法律改正により機構配分も一括して行うことになっておりまして、農地中間管理機構が借り受け、要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものとするので、農業政策課からの説明のみで終わらせていただきます。なお、お手元の別紙1の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当しますので関係する委員は退席をしていただき、審査から採決までを単独で行いたいと思いますのでよろしくご願ひいたします。

また、別紙2の案件につきましてはその後、議案第329号農地中間管理事業の推進に関する法律の第19条第3項の規定による農地利用配分計画(案)の意見聴取についてを審議した後、関連農家創設案件は審議から採決まで単独で行いたいと思いますので、この方法で審議を進めようと思いますのでよろしいでしょうか。

【異議なし】

議

長 それではご了解をいただいたということで始めていきたい

と思います。はじめに1の所有権移転関係の1番から24番について各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いを申し上げます。はじめに北部地区調査会長から1番から7番についてお願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。1番から7番の7件につきましては原案のとおりというふうに判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から8番及び9番、お願いいたします。

岡村地区調査会長 8番並びに9番でございますけれども、何ら問題ないということで結論付けをさせていただきました。以上でございます。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から10番についてお願いをいたします。

北村地区調査会長 10番ですが原案どおり決定することで問題ないというふうに判断いたしました。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から11番から13番についてお願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。11番、12番、13番の所有権移転はいずれも要件等を満たしており、問題ないと判断しました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から14番及び24番についてお願いいたします。

北村地区調査会長 14番から24番までということではありますが、全て原案のとおり決定することで特に問題ないということで調査会の中で判断させていただきました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほどの農業政策課さんの説明及び、ただ今、地区調査会長からの報告について発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

【質疑なし】

議 長 質疑がございませんので所有権移転関係についてのみ採決を行います。所有権移転関係について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成が確認できました。

続きまして、2から5の利用権設定関係の審議を行います。利用権設定関係につきましては、6年未満の賃借権が9件、10年以上の賃借権が6件、使用賃借権が5件でございます。はじめに北部地区調査会長から検討結果をお願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。それぞれいずれにつきましても、

原案のとおりでよいというふうに判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長、お願いします。
岡村地区調査会長 いずれも条件を満たしており、何ら問題ないということで結論付けをさせていただきました。以上でございます。

議 長 続きまして、中部地区調査会長、お願いいたします。
北村地区調査会長 3、4、5でありますけれども、原案のように決定することで問題ありません。以上であります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長からお願いします。
村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。南部地区の利用権設定案件については調査会で検討した結果、下限面積等の要件を満たしており問題ないと判断しました。以上です。

議 長 それでは最後に東部地区調査会長からお願いします。
北村地区調査会長 東部地区の北村です。利用権設定、全てにつきまして、原案のとおり決定することで特に問題ないということで判断しました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入りますけれども、先ほど説明申し上げましたとおり委員が関係する別紙1及び別紙2の農家創設案件を除いた利用権設定関係について質疑採決を行います。先ほどの農業政策課の説明及び地区調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。ないですね。

【質疑なし】

議 長 それでは質問がございませんので、利用権設定関係について採決を行います。別紙1及び別紙2を除く利用権設定関係について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしました。
それでは続きまして、委員が議事に参与することのできない別紙1の案件について質疑採決を行います。別紙1につきましては、和田委員、善財委員が関係をしておりますので、退席をお願いいたします。

【和田委員、善財委員退室】

議 長 それでは退席を確認いたしましたので審議を進めます。別紙1について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。
和田委員、善財委員の入室を許可します。お願いします。

【和田委員、善財委員入室】

議 長 それでは続けます。以上、議案第 328 号については別紙 2 の農家創設案件を除き、全て原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 329 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取についてを議題といたします。農業政策課さんから説明を求めます。

農業政策課 市川係長 議案第 329 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取についてご説明いたします。別冊 1、65 ページからになります。農用地利用配分計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項によって市町村は必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くものとする規定されており、農家創設及び市外在住の担い手の場合がこれに該当し、今回、意見聴取をお願いするものです。

それでは別冊 1 の 65 ページご覧ください。今回、権利の設定を受ける方、3 名。賃借権で 24,986 m²を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。1 ページめくっていただいて 66 ページになります。3 名の方ですが、番号 1 番、釜井亮太さん、ぶどう、りんごの栽培で豊野町石と豊野地区において農家創設をする方。番号 2 番、●●株式会社さんは醸造ブドウの栽培で篠ノ井有旅において農家創設する法人になります。番号 3 番の●●さんはブドウの栽培で若穂保科地区において農家創設をする方になります。説明は以上でございます。意見聴取についてご審議をお願いいたします。

議 長 はい。ただ今、農業政策課さんから説明がございました。それでは地区調査会長から検討結果並びに意見等の報告をお願いいたします。北部地区調査会長から 1 番についてお願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。この今、ナンバー 1 番の案件につきましては報告の第 141 号 ページで 66 ページのナンバー 1 の案件と同じでありますので、説明させていただきます。この案件につきましては、農家創設ということでございまして、北部地区調査会ご本人の出席をいただきまして、営農計画書に基づきながら説明をいただきました。この方につきましては 2019 年に東日本台風の際に災害ボランティアということで、農業、農家のほうに被災地に入りまして、その関係で農業に関心を持ったということです。2 年前から長野県の里親制度を活用いたしまして、2 年間のブドウ栽培の技術習得ということで今現在、その制度に利用しているわけでございますが、営農主体を将来的にはブドウ栽培ということで、これに力を入れたいというこ

とで取り組んできておりますし、そのブドウの収穫がある程度、軌道に乗るまではリンゴ栽培、近くの園地を求めて、リンゴの収入で生計を維持するというようなことでございます。

現在、農地の関係につきましては、きょうご審議いただけるような形の中でめどを付けつつありますので、非常に●●歳ということで若い彼でございますが、意欲がありまして適切であるのではないかとということで調査会でも判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長、2番お願いします。
村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。●●さん、先ほどお見えいただいて説明をいただいたとおりだと思います。問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは続きまして、東部地区調査会長から3番についてお願いします。

北村地区調査会長 はい。東部地区の北村です。3番につきましてですが、この方は地域おこし協力隊ってことで3年前に若穂に移住して、一応3年間ブドウの技術栽培の習得をしてきたということがあります。12月にこの任期を終えるということで、そのまま若穂に定住しまして、果樹農家として活動するってことを決めたようであります。最初、中間管理機構から12アール借り受けて、今後は50アールぐらいまで増加させていこうかなという希望の営農計画書を聞かさせていただきました。年齢は●●歳ということで、ちょうど次世代の補助金が出ないというようなことでちょっと残念なんですけど、それでも頑張っていきたいということでありましたので、特に問題はないということで判断させていただきました。

議 長 資料では●●歳になってるんだね。今、報告●●歳ってね。
北村地区調査会長 ここに営農計画書は●●歳になってたので。あ、●●ですね。
農業政策課 すいません。ちょうど提出したときと議案で最後、作ったときと。

市川係長 その差で1歳違ったと。12月でね。

議 長 ええ。その差で。すいません。ちょうど12月だったんで。

市川係長 分かりました。それでは質疑に入ります。農業政策課さんの説明及び地区調査会長の報告について発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですかね。それぞれきちっと説明を受けて、新しい門出のスタートをするということでございます。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので採決に入ります。議案第329号を

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員の賛成が確認できました。よって議案第 329 号は原案のとおり決定をいたしました。

それではただ今の決定を受けまして、先ほど保留となっておりました議案第 328 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」の決定のうち別紙 2 の農家創設案件について、発言のある方は挙手をお願いします。特にいいですね。

【質疑なし】

議長 それでは、これについても質問がございませんので採決に入ります。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員賛成を確認できました。従いまして、議案第 328 号につきましては原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 330 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により定められた「農用地利用集積計画」の一部取り消しの決定についてを議題といたします。農業政策課さんから説明をお願いします。

農業政策課市川係長 議案第 330 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により定めた「農用地利用集積計画」の一部取り消しの決定についてご説明を申し上げます。別冊 3 をご覧ください。農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て定めることとされており、取り消しの決定を行う場合も農業委員会の決定を得て行うことが必要であるとされているため、決定をお願いするものです。めくっていただきまして公告日、令和 3 年 8 月 1 日、令和 3 年 7 月 30 日の農業委員会の総会で決定いただいたものです。取り消す農用地利用集積計画は利用権設定関係、農地中間管理事業の使用貸借権です。所在は若穂川田●●の農地で、貸付人、●●さん。長野県農業開発公社が借り受け、株式会社●●●●に貸し付けるものです。今回の取り消しですが、●●さん死亡のためでございます。以上につきましてご決定いただきますようよろしくご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは地区調査会長から検討結果、意見等の報告をお願いいたします。東部地区調査会長から 212、213 番についてお願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。この●●さんという方は亡くなられたということで、今回これが出たということでもありますので、特

- に問題がないということで判断させていただきました。
- 議 長 これより質疑に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。よろしいですかね。
- 【質疑なし】
- 議 長 ないようでございますので採決に入ります。議案第 330 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員の賛成が確認できました。よって議案第 330 号が原案のとおり決定いたしました。
- 続きまして、議案第 331 号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
- 熊 井 主 幹 議案第 331 号 非農地決定につきましてご説明を申し上げます。農地法等の議案、本冊になりますけれども 13 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番から 31 ページの 402 番まででございます。31 ページに面積の集計を載せてございます。今月ご決定をいただくものは山林 128 筆で面積が 46,505.87 m²。原野につきましては 274 筆で面積は 86,489.73 m²。合計で 402 筆、132,995.60 m²でございます。多くは昨年 11 月に対象者、小田切地区及び鬼無里地区に調査結果と非農地通知交付申請書を送付したことから、まとめて申請があったものでございます。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局から説明がございました。これより質疑に入ります。発言がある方の挙手を求めます。よろしいですかね。
- 【質疑なし】
- 議 長 質問がないようでございますので採決に入ります。議案第 331 号を原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしました。よって議案第 331 号は原案のとおり決定いたしました。
- 続きまして、報告第 138 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告第 139 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について及び報告第 140 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出について事務局より説明をお願いいたします。
- 熊 井 主 幹 報告第 138 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出につきましてご報告申し上げます。33 ページをご覧くださいと思います。番号 63 番から 35 ページの 69 番までの 7 件でございます。4 条の転用届でございますので、市街化区域内の

農地で権利移動を伴わない転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題がないことから、事務局長専決によりまして受理をしておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして報告第 139 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出についてご報告申し上げます。37 ページをご覧をいただきたいと思えます。番号 144 番から 43 ページの 165 番までの 22 件でございます。同じく市街化区域内の届出でございます。5 条の転用届で、農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題がないことから、事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして報告第 140 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出につきましてご報告申し上げます。45 ページを、ご覧をいただきたいと思えます。番号 1 番の 1 件です。農業倉庫等の農業用施設に整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満で要件に当てはまる場合は 4 条許可が不要で、農業委員会に届出を提出しております。内容につきましては記載のとおりとなっております。書類等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告申し上げます。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議 長 はい。ただ今、事務局から報告第 138 号、第 139 号及び第 140 号について説明がありました。発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。

【質疑なし】

議 長 特に質問ございませんかね。それでは報告事項でございますので、ご了解いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして報告第 141 号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）の報告についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いいたします。

農業政策課 報告第 141 号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）の報告について説明いたします。資料別冊 1、67 ページからになります。本件につきましては、市内で就農している担い手及び新規就農者への利用配分計画ですが、既に農地中間管理事業の権利設定がされている農地について、農業公社から権利移転するものでございますので、意見聴取ではなく報告とさせていただきます。それでは 67 ページご覧ください。今回、権利の設定を受ける方 9 名で、賃借権、使用貸借権によりまして、46,053 ㎡を長野県農業開発公社が貸し付けを行うもので

す。

68 ページからご覧ください。先ほども訂正をお願いしたんですが一部訂正がございます。申し訳ありません。68 ページ番号 1 番の●●さん、豊野町石、豊野地区でブドウ、リンゴの栽培。番号 2 番の●●さん、北長池、若穂綿内、若穂川田で稲を栽培する方。番号 3 番の●●さんは篠ノ井二ツ柳で稲を栽培する方。番号 4 の●●さんは篠ノ井小森、篠ノ井東部で野菜全般を栽培する方。

69 ページになります。番号 5 番、●●さんは若穂綿内地区で果樹全般。番号 6 の●●さんも若穂綿内で果樹全般。番号 7 番の●●さんは若穂綿内で稲を栽培する方。次 70 ページにいきまして、番号 8 の●●さん、若穂川田、牛島で稲を栽培する方。9 番の●●さんは若穂保科地区でブドウを栽培する方になります。報告については以上となります。よろしくお願いたします。

議 長 　ただ今、農業政策課から報告第 141 号について説明がありました。発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特によろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 　報告事項でございます。質問がなければそれぞれご了解いただいていると思います。以上で農地法関係についての審議が終わりました。ありがとうございます。ちょうど 3 時、部屋の時計で 3 時でございますので、これで 10 分間、休憩に入りたいと思います。3 時 10 分から再開をしますので、休憩をお願いします。

【休憩】

議 長 　それでは定刻になりましたので、議事を再開いたします。ここからは、その他農業委員会業務に係る事項について、審議を行います。議案第 332 号 長野市空き家取得者が取得する特定農地に係る別段の面積に関する要綱の廃止についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

熊 井 主 幹 　議案第 332 号 長野市空き家取得者が取得する特定農地に係る別段の面積に関する要綱の廃止について、ご説明申し上げます。別紙資料 1 をご覧いただきたいと思います。長野市空き家取得者が取得する特定農地に係る別段の面積に関する要綱を廃止する要綱案でございます。詳細につきましては、各地区調査会におきまして説明をしておりますので、省略させていただきますけれども農地法の一部改正に伴いまして、改正前の農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する下限面積の要件につきましては、適用されなくなることから、当農業委員会におきまして

運用する長野市空き家取得者が取得する特定農地に係る別段の面積に関する要綱を廃止するものであります。

なお、施行期日につきましては、令和5年4月1日としております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくご願ひ申し上げます。

議 長 　ただいま事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。この案件につきまして発言のある方の挙手を求めます。

【質疑なし】

議 長 　それでは、意見がないようでございますので、これより採決に入ります。議案第332号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　全員の方の賛成を確認いたしました。議案第332号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第333号 農地の賃借料情報についてを議題といたします。それでは、事務局から本原案の説明をお願いいたします。

事務局 　事務局の駒村です。よろしくご願ひいたします。議案第335号 農地の賃借料情報について、説明させていただきます。着座にて失礼いたします。失礼しました、議案第333号 農地の賃借料情報について、説明させていただきます。

資料は資料ナンバー2-1 というものをご覧ください。根拠法令ですけれども農地法第52条になります。農業委員会は借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものと規定されており、この規定に基づき毎年、賃借料情報として公表しているものになります。

取り扱いですが、農業委員会が賃借料の目安として公表していた標準小作料が、農地法の改正により平成21年12月に廃止されたことに伴いまして、それに代わるものとして、現在は全国農業会議所作成の農地の賃借料情報の手引きに基づき、実際にあった取引の集計値を参考として公表しているものになります。

令和4年平均的賃借料は2ページ目の資料2-2のとおりになります。戻りまして、令和4年版の概要ですけれどもデータの取得期間につきましては令和4年1月から12月分までということになりまして農業経営基盤強化促進法に基づく賃借料等については12月公告分まで。農地法に基づくものについては12月総会の対象案件までが対象となっています。算出方法ですが、手引きに基づき賃借料情報の信頼性を高めるため、全賃借料データの平均値×±70パーセントを超えるものを除いて算

出しました。このページの1のほうでは賃借料の情報を記載し、2では無償の貸借である使用貸借の件数と全利用権設定数に占める割合を表記いたしました。参考資料として3ページ目に過去5年間の長野市における賃借料の平均額の推移と使用貸借権数の推移を添付いたしました。

資料の1ページ目に戻りまして、5「農業委員会だより」への掲載についてですが令和5年4月発行の第95号農業委員会だよりに掲載する予定でございます。なお、スペースの都合上、長野市全体の平均額、最高額、最低額、件数、使用貸借件数のみを掲載し、ホームページのほうに2ページ目の資料の内容を掲載する予定でございます。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、事務局から議案第333号 農地の賃借料情報についての説明がありました。ただいまの説明に対し何かご発言のある委員はおられますか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、特にご意見ございませんのでこれより採決に入ります。議案第333号 農地の賃借料情報について、事務局で策定した原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認いたしました。よって議案第333号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第334号 第19期委員会体制に係る引継ぎ事項についてを議題といたします。事務局から本案件についての説明をお願いします。

笠井事務局長補佐 事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。議案第334号 第19期委員会体制に係る引継ぎ事項について、資料ナンバー3をご覧ください。それでは、着座にて説明させていただきます。こちらにつきましては調査会で説明させていただき、皆様のご意見をもとに内部で調整、検討し修正しました。調査会で説明した時との修正点は2点でございます。1点目は4行目の送り先です。修正前は「長野市農業委員会会長」でしたが「第19期長野市農業委員会会長」と正式な名称に修正しました。2点目は6番目の項目ですが、修正前は「次期農業委員」でしたが次期を削除し「農業委員及び」と修正しました。地区調査会で頂いた意見をもとに修正した内容は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局より、議案第334号 第19期委員会体制に係る引継ぎ事項についての説明がありました。この議題につきましては、今月開催の地区調査会においても第18期委員会体制

検証アンケートの結果報告と合わせて、原案をもとに各地区調査会で検討いたしました。ただいまの説明に対しまして委員の皆様方からご発言ございましたら挙手をしてお願いします。はい、松田委員さん。

松田委員 会長様というのは敬称が重なっているのですが、必要でしょうか、様は。

議長 事務局いかがでしょうか。

松田委員 会長様ならわかるのですが、会長様というのは敬称が重なるのではと思いますが。

笠井事務局長補佐 すいません、この点につきましては事務局で検証させていただきまして正しい方法で修正をさせていただければと思いますが。よろしいでしょうか。

議長 松田委員さん、よろしいでしょうか。

松田委員 はい。

議長 事務局のほうでよろしく願いいたします。他いかがでしょうか。内容についてはよろしいでしょうか。ただいまの事務局説明に対するご意見他ございませんので、これより内容の確認の意味で採決に入ります。議案第 334 号 第 19 期委員会体制に係る引継ぎ事項については事務局の作成した原案を承認することで決定することに賛成する方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 334 号は原案のとおり決定いたしました。

以上で予定していた議事につきましては全て終了しましたけどその他、議事に相当するご提案等ございましたら。特にございませんか。それでは、長時間に渡りまして沢山の議題にも関わらず審議、進行にご協力いただきましてありがとうございます。以上で私の役目も終わりましたので、これで曾根代理へ進行をお願いします。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

曾根会長代理 青木会長、議長の役大変お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次に 8 のその他に移ります。本日の議事全体を通しまして皆様からご意見等ありましたらお願いします。よろしいですか。それでは最後に事務局から今後の日程の説明も含めてお願いします。

笠井事務局長補佐 次第をご覧いただきたいと思います。次第の一番下のところに今後の日程ということで、1 番、次回の第 37 回総会の予定を記載してございます。令和 5 年 2 月 28 日の火曜日午後 2 時 30 分から午後 4 時 30 分まで。会場はここと同じになります。いつもと時間が 1 時間遅いのでお気をつけていただきたいかと思

います。裏面をご覧くださいと思います。中ほどに3番、今後の会議等日程一覧がございます。今、説明したのが3番でございますが、4番につきましては総会終了後に第18期農業委員会解散会を午後5時30分から7時30分でホテルメトロポリタン長野で開催する予定でございます。その下に注意書きの参考、第19期委員会体制に係る会議等日程も載せさせていただきました。1番、2番、3番、4番、5番、7番につきましては、本日新たに委員になる予定の方にご通知を申し上げました。もし、これからなる委員から今後の日程どうなってるかいと、通知は本日出したところですけど、現委員の皆様にかかれるような事がありましたら、これを参考にさせていただきたいと思います。私からの説明は以上でございます。

曾根会長代理

ありがとうございました。以上をもちまして第36回の総会を終了といたします。長時間にわたりましてありがとうございました。